

鹿保協発19-33号
2020年3月31日

厚生労働大臣 加藤 勝信 様
中央社会保険医療協議会 会長 田辺 国昭 様
中央社会保険医療協議会 委員 各位
厚生労働省保険局医療課 課長 森光 敬子 様

鹿児島県保険医協会
会 長 高 岡 茂

新型コロナウイルス感染への対応に伴う診療報酬等に関する緊急要請書

新型コロナウイルス感染者の急速な拡大について、世界保健機関（WHO）は26日のG20首脳会議で、「このパンデミックは加速度的に広がっている。これは国際的な対応を要する」と述べ、各国で医療態勢を強化する必要性を強調しています。

一方、東京都では感染者が急増し、不要不急の移動の自粛要請が呼び掛けられるなど、感染拡大の懸念が一層強まり、同時に医療機関への深刻な影響も懸念され、収束には相当の時間を要することが予想されます。

以上を踏まえ、下記の対応とするよう強く要請します。

記

「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて」に基づき、電話再診で処方箋を発行した場合であっても、医科点数表第1章第1部A001再診料の外来管理加算、第2章第1部の医学管理等の点数（B000 特定疾患療養管理料等）の算定を認めること。

以上